

## 平成27年度第12回農業委員会総会議事録

日 時 平成28年3月29日（火曜日）議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3, 4会議室

### 出席委員

田中 義正	谷口 克美	有馬 正治	山之内秀樹
稲田 優	尾山 實文	新出水孝造	山口 長徳
宮田 吉人	田方 説夫	上畠 勝	川口 三雄
栗下 章二	宮原 美實	杉元 義男	竹下 助範

### 欠席委員

前園 竜児 常森 信

### 事務局職員

事務局長	白坂 勝弘	事務局長補佐	山下 誠介
農地調整係長	木原俊一郎	農地調整係主任主事	松田 篤志
農地調整係主事	松下 理恵	農地調整係主事	春口 太志

### 議 題

報告第35号	農地等の合意解約について
報告第36号	農用地利用配分計画について
報告第37号	農地法第3条の規定による許可について
報告第38号	農地法第5条の規定による許可について
議案第69号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第70号	農用地利用集積計画について
議案第71号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第72号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第73号	耕作放棄地の非農地判断について

事務局長 ただいまから平成27年度第12回、3月の定例総会を開催いたします。  
会長のあいさつ及び会務報告をお願いします。

田中会長 【あいさつ・・・】

田中議長 それでは、委員の出席状況を報告します。前園委員と常森委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は16人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、有馬委員と新出水委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。

報告第35号から報告第38号及び議案第69号から議案第73号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

田中議長 議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第35号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第35号についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。平成28年3月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。議案との関連についてご説明します。

整理番号1番につきましては、利用権設定整理番号33番との関連です。

整理番号5番につきましては、利用権設定整理番号2番との関連です。

整理番号6番につきましては、利用権設定整理番号8番との関連です。

整理番号9番につきましては、利用権設定整理番号18番との関連です。  
整理番号10番につきましては、利用権設定整理番号6番との関連です。  
整理番号11番につきましては、3条所有権移転整理番号2番との関連  
です。

整理番号12番につきましては、3条所有権移転整理番号8番及び利用  
権設定整理番号16番との関連です。3ページをお開き下さい。

整理番号15番につきましては、利用権設定整理番号40番との関連で  
す。以上、ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第36号「農用地利用配分計画につい  
て」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第36号についてご説明いたします。農用地利用配分計画件数14件  
でございます。議案書5ページをお開きください。今回の農用地利用配分計  
画につきまして、2月23日の臨時総会と2月29日の定例総会で審議をい  
ただいた分でございます。一覧につきましては、左側が農地所有者から農地  
中間管理機構が借り受けた内容でございます。右側が農地中間管理機構から  
担い手の方へ貼り付けをした内容でございます。以上ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第37号「農地法第3条の規定による

許可について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第37号についてご説明いたします。議案書9ページをお開き下さい。  
内容としましては、大字〇〇の田2筆1,451㎡の競売につきまして、  
1月総会にて受け人が買受適格者として承認された後、競売に参加して平成28年2月22日に売却が決定されたものです。3月7日付で受人より農地法第3条による許可申請書が提出されたため、1月総会時の決定に基づき、3月7日付で許可書を発行しております。次の報告第38号の5条許可報告整理番号1番との関連です。なお落札価格については、この5条許可報告の分や宅地等の分も併せての金額となっています。以上ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第38号「農地法第5条の規定による許可について」事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第38号「農地法第5条の規定による許可について」ご報告いたします。許可報告件数は1件でございます。今回の報告は、平成27年度第10回定例農業委員会、議案第59号「農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて」決定をいただいたものでございます。また、競売落札後の申請について、県知事に許可相当として意見進達することも併せて決定いただいたものでございます。このことについて県知事から許可書の交付がありましたのでご報告いたします。

申請人の住所氏名は省略させていただきます。11ページをお開きくだ

さい。こちらの案件は農地法第3条許可報告整理番号1番との関連となります。

整理番号1番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆380㎡、地籍調査による実測面積805㎡を豚舎、飼料倉庫敷地として取得するというものでございました。売却決定日は平成28年2月22日、落札金額は585万円でございます。なお、この金額は、一括競売であったため、先に報告のありました3条許可報告の申請地及びその他の宅地、住宅等の建物も含んだものとなります。落札者から平成28年3月7日付で申請があり、農地法第5条転用許可日は、平成28年3月23日付けとなっております。

また、1月総会において杉元委員よりご意見があり、事務局からの回答で畜舎等の迷惑施設等の転用申請があがってきた場合に、周辺住民等への影響が懸念される場合は、事前に地元住民の方への説明をしていただくようにこちらからお願い、指導をしているということについて、落札後、申請者に対し、事務局からお願いし、〇〇地区の自治会長及び申請地周辺の住民に対し、説明を行ったとの確認書を提出いただいております。併せてご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は、所有権移転11件、貸借3件です。申請人の住所・氏名は省略して説明させていただきます。13ページをお開きください。

整理番号1番、大字〇〇、田1筆495㎡の贈与でございます。

整理番号2番、大字〇〇、14ページをお開き下さい。田1筆4,619㎡、畑4筆1,698㎡の叔父から甥への贈与でございます。権利取得後の経営面積は6,838㎡でございます。

整理番号3番、大字〇〇、田2筆2,026㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。15ページをお開き下さい。

整理番号4番、大字〇〇、畑2筆1,093㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号5番、大字〇〇、畑1筆1,553㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらについては若干補足説明させていただきます。現地の状況について詳しくは後ほど川口委員より報告していただきますが、現地には杉が植えられております。その杉についてですが、木材を取るための植林ということではなく、杉の穂（苗）をとるために植え付けられておまして、高さも3mから5mくらいに抑えられております。この杉の穂の採取のために杉を農地に植えることについて、県にも確認をとったところですが、農地の利用方法の一つとしては問題なく、5条申請の転用ではなく3条申請により所有権移転するのが適切とのことであります。従いまして、委員の皆様には通常通り、受人の方がこの土地を適切に管理していくことに問題ないかとの視点でのご審議をお願いします。以上となります。16ページをお開き下さい。

整理番号6番、大字〇〇、田4筆2,710㎡の売買でございます。1

0 a 当たり〇〇円です。17ページをお開き下さい。

関連ですので併せて説明いたします。整理番号7番から9番、18ページをお開き下さい。大字〇〇、畑7筆4, 652㎡の売買でございます。価格は整理番号7番の字〇〇のみが10a 当たり〇〇円で、その他は10a 当たり〇〇円です。先々月より引き続いております、オリーブ農園関係の案件となります。19ページをお開き下さい。

整理番号10番、大字〇〇、20ページをお開き下さい。田4筆1, 302㎡、畑4筆7, 901㎡の親子の贈与でございます。こちらは田中会長の掘起しで、取得後経営面積は9, 203㎡でございます。21ページをお開き下さい。

整理番号11番、大字〇〇、田3筆5, 040㎡の親子の贈与でございます。

続いて貸借について説明いたします。22ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇、田4筆7, 310㎡の賃貸借でございます。借賃は10a 当たり〇〇円、期間は平成33年3月28日までです。23ページをお開きください。

整理番号2番、大字〇〇、田2筆2, 714㎡の賃貸借でございます。借賃は10a 当たり〇〇円、期間は平成33年3月28日までです。相続人からの申し出です。

整理番号3番、大字〇〇及び〇〇、24ページをお開き下さい。田3筆4, 417㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年3月28日までです。

以上、所有権移転11件、貸借3件です。ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第69号については、各担当委員が現

地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、13ページの所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号1番について報告します。3月21日月曜日に圃場と本人宅を訪問しました。

受人ですが、サラリーマンですが両親がご健在で一緒に土日に農作業を一生懸命取り組んでいらっしゃいます。元々自衛隊におられた方で、真面目な方です。従いまして受人に何ら問題ないと判断したところでございます。

続きまして圃場ですが、〇〇地区から〇〇の方に抜ける道路がありますが、〇〇から手前50mくらいのところを南へ高速の方へ向かって150mくらい行ったところの道路のすぐ右端で2枚目のところ。元々〇〇土地改良という広大な水田地帯の中にありまして、管理は十分してあります。今後とも親子共々農作業を頑張っていくということでした。管理についてもしっかりしてありましたので何ら周りに影響を与えることはないと判断しました。以上報告を終わります。

田中議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

田中議長 宮田委員。

宮田委員 3月21日月曜日に電話確認をし、甥と叔父のところに行きまして確認しました。甥と叔父は隣近所です。甥は現在、朝早く高崎方面へ仕事に行っているみたいで兼業農家です。内容的には畑はイタリアン植え付けの後に飼料



稲を植え付けされ、一部畑の方に里芋関係を植え付けされるそうです。現場には甥の母と同席していただいて確認しました。1筆目は〇〇を通り過ぎて、以前右側に〇〇がありましたが、その先から西の方へ入って10mくらい進みましてそれから北の方へ10mくらい進んだところにハウスが点在していますが、そのハウスの横に畑が1筆あります。他は甥と叔父の真上の一面にあります。ここは鹿が良く出てくるようで、一応ネット対策もしてあるのですが、どうしても飛び越えてきてどうにもならないということで、以前は水稻などを作付けしていたけれど、現在は飼料作物が作付けしてありました。

日照、道路、用排水は問題ないと判断しました。皆様方のご審議方よろしくをお願いします。

田中議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を新出水委員にお願いします。

新出水委員 議長。

田中議長 新出水委員。

新出水委員 整理番号3番について報告いたします。3月20日に訪問及び現地確認をしました。

受人は、農機具会社に勤めていて、日曜日に親と一緒に農作業に勤しんでおります。その日は受人が不在でお父さんと話をしました。この土地は2筆とも、今までこの親子で作付け作業と収穫作業を譲渡人からお願いされてしておりましたが、今回売買に至ったものと思っております。

農地については、〇〇から〇〇の方に行く途中にある田んぼで、東側は山林で日当たりが良くなく、ちょっと湿田で、受人の方々の努力で適切に管理されている状態です。

そのような状態から、何ら問題ないと判断しました。以上です。

田中議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。

ます。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号4番の大字〇〇の2筆について報告します。3月21日に本人と会い現地を確認しました。

場所は、〇〇から北へ300mのところに位置しています。申請地は、周りが宅地と畜舎に囲まれております。自分の宅地と畜舎と受人の農地の間にあるため、今まで渡人から借りて作付けしていました。

受人の営農状況は、育成牛15頭と農地3haで、ご主人は会社勤めですが奥さんが専業で農業に取り組んでいます。後継者もおり経営も安定していると思います。

地域との調和については、休みの時は3人で一生懸命農業に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。取得後は今までとおり飼料作物を作付けする予定です。皆様のご審議方よろしく願います。

田中議長 次に整理番号5番の土地を川口委員に、申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。

まず、川口委員お願いします。

川口委員 議長。

田中議長 川口委員。

川口委員 整理番号5番について説明いたします。

場所は、〇〇の〇〇のすぐ南にあり、住宅と農地の混在した場所にあります。先ほど事務局の方から説明がありましたように、畑に杉が植えてあります。これは杉の苗を作る採穂のために杉が植えてあると、事務局の説明どおり問題ないという話です。たまたま現地確認した時に、譲渡人がおられて

色々と話を聞くことが出来ました。現在まで自分で採穂をしていたけれども、年を取って木に登れないから受人に買ってくれと、受人が2, 3年前から採穂されていたということです。畑の隅に立派な小屋がありまして、床や壁が綺麗に貼ってありまして、それが事務局の説明どおり、いけないということで、床を剥がしたり、壁を取ったり、柱も改修していただき、普通の物置にしてもらいました。以上報告を終わります。

田中議長 次に、尾山委員お願いします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員

尾山委員 整理番号5番の受人について報告いたします。3月21日に本人宅に行き確認しました。

受人は、〇〇で現在夫婦共に会社に勤めていますが、申請地1, 553㎡と親から譲り受けた農地が7, 188㎡で、計8, 741㎡の農地となります。休みの時はなるべく農業に取り組むようにしています。

地域との調和については、今までどおり杉の採穂地としていき、絶対に周りの農地に迷惑は掛けませんと強く言っておられましたので、問題はないと考えます。皆様方の審議方をお願いいたします。

田中議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を新出水委員にお願いします。

新出水委員 議長。

田中議長 新出水委員。

新出水委員 整理番号6番について説明いたします。

農地ですが、居住地の中にある農地で、受人と譲渡人の土地の間にあります。地目は田ですが、開田されてポンプアップして田として利用されていた状況ですが、現在は水利がなく畑として利用されるものと思います。昨年か

ら耕作がされず、今年度は荒廃農地に登録しないといけないかなと考えておりましたが、こういった状況で話が進んできました。

受人については、3月20日に話を伺いました。当面は飼料作物を作るということで、他の農地も適切に管理されているので、周辺に影響を及ぼすことはないと思われます。また耕作している農地もしっかりと管理されると考えます。審議方よろしく願いいたします。

田中議長 次に整理番号7番から9番の土地及び申請人「受人」の確認を宮原委員にお願いします。

宮原委員 議長。

田中議長 宮原委員。

宮原委員 整理番号7番から9番について報告いたします。先ほど事務局から話がありましたけれども、ここはオリーブ公園の計画の場所です。場所は〇〇であります。今回の申請地は7筆ですが、同じ受人で同じ場所に隣接している場所でもありますので、一括して報告いたします。

場所は、〇〇の〇〇より〇〇の北側であります。国道沿いは住宅が混在した場所で、また住宅より100m北側で川内川の堤防に隣接している場所で、毎月報告している場所と同じです。周辺一帯は畑地帯ではありますが、基盤整備はなされておりません。今回申請された農地は、オリーブ公園を作る〇〇の従業員が申請されたものです。

受人は、稲作主体の兼業農家ではありますが、営農にも一生懸命取り組まれ、管理も行き届いており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

田中議長 次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

田中議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号10番についてご報告いたします。

申請地の〇〇と言いますと〇〇の中心部になるところです。そこに田が4筆。そこから奥の方に上って行きますが、字〇〇というところがあります。そこに畑が4筆、合計8筆です。田が〇〇の南側に位置する非常に日当たりの良い場所です。畑の方は山を越えて行くような場所で、急に開けるような場所がありまして10haほどの広い開けた畑地帯にあります。現地確認及び本人への聴き取りは3月25日に行いました。

申請地の状況ですが、田は〇〇の中心部に位置します。区画整理された水田の一角にあります。これまでも水稻栽培がされてきており、現況は一部耕起されております。また畑の方は〇〇地区で10haくらいの開けた場所がありまして、すべて耕起されて種まき等が終わっている様子でした。申請地は田も畑も進入路、用排水、日照等についても非常に良好で、畦等の管理も良好でした。申請地周辺の状況ですが、田畑共に広がりのある一角にあり、非常に条件の良い場所で、営農を続けていく上でなんら問題はありません。

受人ですが、公務員として働いていらっしゃるのので、伺いましてお母さんに会って色々な話を聞かせていただきました。親の高齢化を機に贈与することでした。受人は公務員ですが、定年までの約7年間ありますが、これまでどおり休みを利用して営農を続けていく予定だということです。管理も非常に行き届いており、周辺一帯の営農に影響は及ぼすことは考えられませんので、問題はないと判断します。ご審議方をよろしく願いいたします。

田中議長 次に整理番号11番の土地及び申請人「受人」の確認を新出水委員に願います。

新出水委員 議長。

田中議長 新出水委員。

新出水委員 整理番号11番について報告します。3月20日に本人宅を訪れて聴き取りを行いました。

農地は、〇〇のすぐ近くで本人宅の目と鼻の先にある良い農地です。今までもこの方々は親子ですので、受人が耕作されており何の問題はないと思います。農地も綺麗に管理されていて、耕耘もされ次の作付けの準備も整っている状況でした。何ら問題ないと思います。

田中議長 次に、22ページの貸借の整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を前園委員にお願いしていましたが欠席のため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 整理番号1番について前園委員に代わりまして報告いたします。

申請地は、〇〇を〇〇方面に進みますと〇〇地区と〇〇地区を結びます〇〇があります。その橋を〇〇地区に渡り、西に20mのところは2筆、東に300mのところは2筆、申請地が存在しております。申請地の田につきましては、区画、道路、日照、用排水等の良い農地であり耕作には問題ないと思われま。

続きまして受人の営農状況ですが、水稻と和牛繁殖を経営する複合農家です。取得後の田につきましては、これまでどおり水稻水田として利用することですので問題ないと思います。地域との調和につきましても、所有農地の畦等の管理も行き届いておりますので、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。

田中議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

田中議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号2番について報告します。大字〇〇の申請地で、場所は〇〇沿いで、〇〇の住宅街と〇〇地区の住宅街の間地点にある水田地帯の一角であります。〇〇の道路より北側へ100mほど入った場所であります。周辺と共に基盤整備がされており、日照、道路、用排水路の条件の良い水田であります。形状は不整形で5角形となっております。申請地の北側を1ha程受人が耕作しており、耕作地と畦続きで本人にとって利便性が良いと思われま

す。

受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家であります。父母と奥さんの協力を得て営農をされており、受人も現在59歳で、定年後は農業に従事したいということでありました。地域との調和については、受人は兼業ではありますが、営農にも一生懸命取り組まれ、稲作はもとより露地園芸にも取り組んでおられます。所有農地についても適切に管理され問題ないと判断いたします。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

田中議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号3番について報告いたします。この土地は、最初は売りたいということで、私も買い手を見つけた土地でありまして、譲渡人、受人の両方と会っておりまして、この土地は詳しくなりました。

場所は、〇〇土地改良区の真ん中で、基盤整備済みであります。水田としても一等地です。もう1筆は、〇〇の川を隔てた向かい側、西側でありまして、場所的にも両方とも良好な場所であります。

受人の方は、〇〇の社長で、お会いしまして話をしましたところ、水田として利用していきたいということでした。圃場もしっかりと耕起され、畦の

管理もされて、次の作付けの準備もされておりましたのでなんら問題はありませんでした。

田中議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、各委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計14件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上でございます。

田中議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第69号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号5番ですが、杉の採穂がしてあるということですが、南側に杉が植えてあると農業の営農上色々な支障をきたします。どの範囲まで許されるのか教えていただきたいと思えます。

川口委員 議長。

田中議長 川口委員。

川口委員 答えになるかどうか分かりませんが、24日に現地確認をしました。受人の方々が夫婦で採穂をされておりました。高さは枝が切つてある関係で6m



ぐらいで、それ以上は伸ばさないということでした。周りは住宅で、農地は南側にあり、北側は〇〇の車庫であって、農地に影を差すような状況ではありません。以上です。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 実は自分のところにもそのようなところがありますので、将来的にこれはどうなるのかなど、畑なのに杉を植えていいのか悪いのか、今後高齢化が進んでいけば心配です。将来のために参考になればということで質問をさせていただきましたが、受人の方は実際これで生活をされているのか、この採穂事業というのを営んでいるのかどのように解釈してよいか分からないので質問しました。事務局の見解を教えて欲しい。

田中議長 参考になるか分かりませんが、私の家から〇〇に通じるところに、〇〇という大々的に採穂をしているところがあります。同じく畑に杉を植えて採穂場があります。これはどうなのかと思い、直接〇〇農委業委員会に聞いたところ、採穂であれば問題ないという見解でした。ただ先ほど6mと言われましたが、その場所は、せいぜい高くても3m以内でした。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 関連ですが、この7番のオリーブ公園の件も一緒なのですが、オリーブ公園は低樹高ということで問題ないと思いますが、防風林をおそらく植えられると思います。私も現地を見ましたが、非常に風が当たると思います。それで防風垣を植えられると思うのですが、防風垣の杉の場合ですが、最高6mで南側に植える時には北側の農地に迷惑がかかるからそれより低くして下さいということでした。ということで何らかの規制があると思います。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回議論になっております、杉の取り扱いについてですが、一般的に林業を目的とした植林であれば転用に該当することはご承知の通りだと思えます。今回は同じ杉でも杉の高さをある程度止めて、脇芽をそのまま植栽するというので、一定の肥培管理が行われるということが確認できましたので農地という位置付にしてあります。農地かどうかの判断については、人間が一定の労働を投下して、肥培管理が行われている土地については、裁判の判例でもでていますが、農地という位置付になっております。農地の範囲もかなり広がってきますので、ケースバイケースで判断していただくということになっております。今回のこの苗の栽培等の行為が、今後中止されるようなことになって、杉がそのまま成長していくような状態になれば、植林という位置付になりますので転用の対象になってくるということでありまして、それから高さがどれくらいまでが良いのかということについては、一定の基準はありませんが周囲の農地に影響を与えないということは当然なことでありまして、境界からどれくらい控えて植えてあるかどうかという部分も現地で確認しないとイケませんので、周囲に影響を与えるようであれば、いくら杉の栽培が農地に該当すると言っても問題はあるということです。指導の対象となります。農地かどうかの判断については、先ほども申しましたが状況に応じて判断をしていただくということで、肥培管理、人間が一定の行為を加えて管理がされているかどうかという部分が大きな判断の基準になると思えます。以上です。

田中議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の委

員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第70号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第70号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数の内訳は所有権移転2件、利用権設定54件の計56件でございます。申出人の住所氏名等は省略して説明させていただきます。26ページをお開き下さい。所有権移転から説明いたします。

整理番号1番、大字〇〇、畑1筆3, 150㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号2番、大字〇〇、田3筆2, 070㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。続いて利用権設定について説明します。28ページをお開きください。

整理番号1番、大字〇〇、田1筆975㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成38年4月3日までです。再設定です。

整理番号2番、大字〇〇、29ページをお開き下さい。田4筆5, 704㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年4月3日までです。再設定です。

整理番号3番、大字〇〇、30ページをお開き下さい。田7筆3, 607㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成38年4月3日までです。再設定です。31ページをお開き下さい。

整理番号4番、大字〇〇、田2筆1, 329㎡の賃貸借でございます。

借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成38年5月9日までです。再設定です。

整理番号5番、大字、田2筆2、816㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年3月9日までです。再設定です。32ページをお開き下さい。

整理番号6番、大字〇〇、田3筆4、481㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年12月31日までです。33ページをお開き下さい。

整理番号7番、大字〇〇、田1筆2、540㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。再設定です。

整理番号8番、大字〇〇、34ページをお開き下さい。大字〇〇、田7筆3、972㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年4月3日までです。35ページをお開き下さい。

整理番号9番及び10番については、併せて説明します。大字〇〇及び〇〇、37ページまでをお開き下さい。計11筆10、155㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年4月3日までです。相続人からの申し出です。

整理番号11番、大字〇〇、田1筆655㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年4月3日までです。38ページをお開き下さい。

整理番号12番、大字〇〇、田3筆810㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年12月1日までです。39ページをお開き下さい。

整理番号13番、大字〇〇、田1筆3、588㎡の賃貸借でございます。

借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成33年4月3日までです。相続人からの申し出です。

整理番号14番から16番については関連ですので併せて説明します。41ページまでをお開き下さい。大字〇〇、計田8筆7、126㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年3月31日までです。こちらは、稲田委員の意見書があります。

整理番号17番、大字〇〇、42ページをお開き下さい。田3筆3、191㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成33年4月9日までです。こちらは杉元委員の掘起しで、相続人からの申し出です。

整理番号18番、大字〇〇及び〇〇、田3筆4、279㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たりモミ〇〇俵、期間は平成33年4月4日までです。43ページをお開き下さい。

整理番号19番、大字〇〇、田1筆2、732㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年4月9日までです。再設定です。こちらは谷口代理の意見書がございます。

整理番号20番、大字〇〇、47ページをお開き下さい。田16筆11、041㎡の使用貸借でございます。期間は平成33年3月31日までです。再設定です。

整理番号21番、大字〇〇、48ページをお開き下さい。田4筆3、259㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たりモミ〇〇俵、期間は平成38年4月3日までです。25番までの同受人には山口委員の意見書がございます。

整理番号22番、大字〇〇及び〇〇、田2筆4、711㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たりモミ〇〇俵、期間は平成30年4月3日ま

です。再設定です。49ページをお開き下さい。

整理番号23番から25番は関連ですので併せて説明します。大字〇〇、50ページをお開き下さい。計田5筆1, 635㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で併せてモミ〇〇俵、期間は平成33年4月3日までです。25番のみ相続人からの申し出です。

整理番号26番、大字〇〇、田1筆2, 240㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年4月9日までです。相続人からの申し出です。51ページをお開き下さい。

整理番号27番、大字〇〇、田1筆1, 885㎡の使用貸借でございます。期間は平成32年12月31日までです。再設定です。

整理番号28番、大字〇〇、田2筆4, 175㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成37年4月3日までです。52ページをお開き下さい。

整理番号29番、大字〇〇、田2筆4, 694㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成30年4月9日までです。再設定です。

整理番号30番、大字〇〇、53ページをお開き下さい。田5筆4, 033㎡の使用貸借でございます。期間は平成38年5月9日までです。再設定です。

整理番号31番、大字〇〇、田1筆1, 021㎡の使用貸借でございます。期間は平成33年5月9日までです。再設定で、相続人からの申し出です。54ページをお開き下さい。

整理番号32番、大字〇〇、畑1筆1, 113㎡の使用貸借でございます。期間は平成43年4月3日までです。

整理番号33番、大字〇〇、56ページをお開き下さい。田8筆3, 72㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成3

1年12月30日までです。相続人からの申し出です。

整理番号34番、大字〇〇、田1筆1，147㎡の使用貸借でございます。期間は平成33年4月3日までです。再設定です。57ページをお開き下さい。

整理番号35番、大字〇〇、田3筆2，451㎡の使用貸借でございます。期間は平成33年5月10日までです。再設定です。

整理番号36番、大字〇〇、田1筆1，108㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。農地利用集積円滑化事業によるもので、再設定であり、相続人からの申し出です。なおこれより整理番号48番までは同事業によるものなので、その旨の説明は省略します。58ページをお開き下さい。

整理番号37番、大字〇〇、59ページをお開き下さい。田6筆9，011㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年1月31日までです。再設定です。

整理番号38番、大字〇〇、田2筆1，152㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成33年1月31日までです。60ページをお開き下さい。

整理番号39番から41番については関連のため併せて説明します。大字〇〇、61ページをお開き下さい。計田5筆4，463㎡の賃貸借でございます。借賃は、渡し人3名が親子で同一世帯のため全部で併せてモミ〇〇俵となります。期間は平成33年1月31日までです。

整理番号42番、大字〇〇、63ページをお開き下さい。田8筆17，655㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年1月31日までです。

整理番号43番、大字〇〇、66ページをお開き下さい。田11筆4，

741㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。

整理番号44番及び45番については関連ですので併せて説明します。大字〇〇、70ページまでをお開き下さい。計田18筆13, 265㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円で計算されており、期間は平成33年1月31日までです。

整理番号46番から48番までも関連ですので併せて説明します。大字〇〇、72ページをお開き下さい。計田6筆6, 452㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円で計算されております。期間は平成33年1月31日までです。再設定で、47番及び48番が相続人からの申し出です。

整理番号49番、大字〇〇、73ページをお開き下さい。田5筆4, 260㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年4月30日までです。農地中間管理事業によるものです。なおこれより最後の54番までが同事業によるもので、期間も同じですのでその旨は省略させていただきます。74ページをお開き下さい。

整理番号50番、大字〇〇、田1筆2, 595㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号51番、大字〇〇、田1筆1, 621㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号52番、大字〇〇、76ページをお開き下さい。大字灰塚、田7筆6, 346㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号53番、大字〇〇、田1筆1, 979㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇kg及びモミ〇〇kgです。77ページをお開き下さい。



整理番号54番、大字〇〇、田1筆2、222㎡の賃貸借でございます。  
借賃は全部で玄米〇〇kgです。

以上、所有権移転2件、利用権設定54件です。計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第70号の審議に入りますが、農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番から整理番号32番は、譲受人が谷口委員です。よって、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に基づき、谷口委員の退席を求めて審議します。谷口委員退席をお願いします。

(谷口委員退席)

田中議長 それでは、ただ今から農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番から整理番号32番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第70号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番から整理番号32番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。谷口委員の退席を解きます。

(谷口委員着席)

田中議長 同様に、農業経営基盤強化促進法利用権整理番号36番は、譲受人が栗下委員です。よって、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に基づき、栗下委員の退席を求めて審議します。栗下委員退席をお願いします。

(栗下委員退席)

田中議長 それでは、ただ今から農業経営基盤強化促進法利用権整理番号36番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号36番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。栗下委員の退席を解きます。

(栗下委員着席)

田中議長 それでは、議案第70号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番から整理番号32番と整理番号36番を除く、議案第70号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。  
議案第70号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。  
ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」、  
議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といた  
します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたしま  
す。許可申請件数は3件でございます。申請人の住所氏名は省略させていた  
だきます。79ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、畑1筆495㎡に檜  
を植林されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第  
2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。  
工事期間につきましては、昭和30年4月植林済みでございますので、追  
認申請となります。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、畑1筆  
227㎡を農機具倉庫敷地として利用するものでございます。立地基準に  
つきましては、農地区分は第3種農地、都市計画関係は区域内・第2種住  
居地域、農振区分は区域外でございます。工事期間につきましては、平成  
28年5月1日から同年5月30日までとなっております。事業費につき  
ましては、倉庫建築費〇〇円を全額融資により対応されるものでございま

す。雨水の排水につきましては、地下浸透により対応される計画となっております。

続きまして、整理番号3番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆347㎡を一般住宅敷地の一部として利用されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、昭和55年5月から平成14年3月までの間に転用済みでございますので、追認申請となります。

続きまして、議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は4件でございます。申請人の住所氏名は省略させていただきます。81ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、畑1筆2,680㎡を牛舎、堆肥舎、運動場敷地として売買されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・農業施設用地でございます。工事期間につきましては、許可日から平成28年7月31日までとなっております。事業費につきましては、土地代〇〇円、牛舎建築費〇〇円、堆肥舎建築費〇〇円を全額融資により対応されるものでございます。雨水の排水につきましては、雨水枡を設置し、西側市道側溝へ排水する計画となっております。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆317㎡を一般個人住宅敷地として贈与されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成28年4月25日から同年7月30日までとなっております。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、住宅建築費〇〇円、計〇〇円を

全額融資により対応されるものでございます。家庭排水につきましては、合併浄化槽処理後、西側市道側溝へ排水する計画となっております。

続きまして、整理番号3番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆1、811㎡のうち497㎡を農業用倉庫、ポンプ室、消毒槽、駐車場敷地として売買されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・農業施設用地でございます。工事期間につきましては、許可日から平成28年6月30日までとなっております。事業費につきましては、土地・既存施設代金〇〇円、土地造成費〇〇円、施設建築費〇〇円、付帯設備〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。雨水の排水につきましては、地下浸透により対応される計画となっております。

この案件につきまして、補足説明させていただきます。平成28年1月総会で買受適格証明願いの小委員長報告において譲渡人が養豚業を営むとすることを報告いただいておりますが、今回、譲渡人が役員を勤める法人と5条転用申請が提出されました。理由について確認したところ、法人側から社員が同種となる養豚を行うと防疫上よくないとの話があり、また、法人の懸案事項であった他から導入した豚を衛生上問題がないと確認を行うための一時保管場所を必要としていたとのことで、会社との協議の結果、今回法人へ譲渡し、新たに必要な設備を法人において整備する計画となつたため申請されたとのことです。

続きまして、整理番号4番、こちらは81ページ及び82ページにまたがっております。場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番外1筆、計、畑2筆1、451㎡を太陽発電設備敷地として売買されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域内・用途

指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成28年5月15日から同年8月末日までとなっております。事業費につきましては、土地代金〇〇円、造成費〇〇円、太陽光発電設備設置費〇〇円、九電接続負担金〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるものでございます。雨水の排水につきましては、地下浸透により対応される計画となっております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第71号及び議案第72号については、28日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

田中議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、3月28日に、委員4名、会長、事務局3名の計8名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条3件、5条4件でございます。

農地法第4条議案第71号、整理番号1番について、説明いたします。申請人は市外に居住しております。申請地は昭和26年1月取得後、畑として耕作していたが岩石が多く耕作するのが困難であったことや、また、周辺が山林であり日照等耕作に適さない土地であったため昭和30年頃植林したとのことでございます。申請人から始末書の提出がございました。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇の〇〇地区に〇〇さんの畜舎がございしますが、そこから東へ300mほどの山林地帯となったところの一面に位置します。

申請地の状況は、周囲は山林化しており、問題はないということで許可

相当ということで第3小委員会は決定しております。

続きまして、整理番号2番について、説明いたします。申請人は稲作主体の農家でございます。現在、農業機械を保管する場所として近所の方の土地を借りて保管しているとのことでしたが、昨年度、新たにコンバインを購入し、更に保管場所に苦慮する状況となったとのことでございます。申請地は自宅に近く利便性が良いため農機具倉庫の建築を計画されたものでございます。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇地区に〇〇がございしますが、そこから南へ150mほどのところに位置します。

申請地の状況は、周辺は住宅街で、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。申請地について、申請地南側は、昭和55年5月に住宅を建築した際に、宅地と県道を結ぶための通路を設置したとのことでございます。また、申請地北側は、父が、蘭のハウス園芸をされていたとのことでしたが、高齢となり止めた後、窪地で排水が悪かった申請地北側は、平成14年の県道拡幅改良工事が行われた際、廃土により造成し、当時の工事関係者の駐車場としていたとのことでございます。また、工事完了後は、そのまま宅地の一部として利用されていましたが、許可が必要とのが分かったため申請されたものでございます。申請人から始末書の提出がございします。

場所は、〇〇の〇〇地区でございます。〇〇地区に〇〇がございしますが、そこから南に隣接するところに位置します。

申請地の状況は、東側は県道で、周囲に農地はなく、特に問題は見当たりませんでした。

農地法第5条、続きまして、議案第72号、整理番号1番について、説明いたします。譲受人は、畜産業を営んでおります。現在、住宅地内に牛

舎があり10頭の生産牛を飼育されておりますが、敷地が狭く規模拡大ができない状況とのことをごさいました。今回、増頭を計画し、生産牛20頭を飼育できる牛舎等の建築を計画し、適地を探していたところ申請地を買受ける承諾を得られたため本申請をされたものでございます。

場所は、〇〇地区でございます。市の浄水場から南へ100mほど進んだところに位置します。

申請地の状況は、北側は山林で、今後増頭されても迷惑を掛けるような場所ではなく、何ら問題はないと判断いたしました。

続きまして、整理番号2番について、説明いたします。譲受人と譲渡人は親子であります。現在、譲受人家族は、市外において借家住まいのことですが、子供の成長に伴い住宅の建築を計画し適地を探したが見つからなかったとのことです。そのことを義父に相談したところ、義父の所有している本申請地の贈与を受けることができることとなったため、申請されたものでございます。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇地区から〇〇へ通じる市道沿いに〇〇がございしますが、そこから南東に70mほど進んだところに位置しております。

申請地の状況は、宅地としては日当たりも良く最適であり、何ら問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。譲渡人は譲受人である法人の役員であり養豚業を行っております。今回、譲渡人との協議の結果、土地及び既存施設を譲り受けることとなったとのことでございます。既存の施設は豚舎と堆肥舎であり、事業を行う上で必要となる農業用倉庫、車輛消毒槽、ポンプ室、従業員等のための駐車場及び周囲に防疫のためのフェンスを整備するため一部農地となっている本申請地について申



請されたものでございます。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇から南東へ450mほどのところの住宅地から東側に隣接する豚舎の南側に位置しております。

申請地の状況は、本人が周辺の方々への話も済んでいるということで、地域住民との調和も取れているということで、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番について、説明いたします。譲受人は県外在住であります。今回、太陽光発電設備の設置を計画するのに条件の良いえびの市で土地を探していたとのことでございます。現在、耕作していなかった本申請地の所有者に相談したところ、譲り受ける承諾が得られたため申請されるものでございます。

場所は、〇〇の〇〇地区でございます。〇〇から〇〇の方へ通じ、また、〇〇が隣接する市道がございますが、市道へ曲がったところから70mほど進んだところの住宅の北側に位置しております。また、こちらは大字〇〇と大字〇〇の大字界となります。

申請地の状況は、今まで竹が生えており非常に住宅の近くにもありまして危ないと思っておりましたが、今回このような形で整備されれば周辺の方も喜ばれると判断し、特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請3件、第5条申請4件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で許可相当とすべきものと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことをございます。よりまして、今月の議案第71号及び議案第72号の計7件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。

以上でございます。

田中議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第71号及び議案第72号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第71号及び議案第72号は、原案とお承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。議案第71号及び議案第72号は、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第73号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第73号についてご説明いたします。今月お願いします非農地判断件数は10件でございます。議案書84ページからでございます。なお10件

は、場所としては3ヶ所に分かれております。土地の所有者の住所氏名等は省略させていただきます。

整理番号1番から整理番号4番までが同じ場所でございます。整理番号1番、場所は大字〇〇字〇〇、〇〇番、田340㎡です。整理番号2番、同じく〇〇番、田1, 770㎡です。整理番号3番、同じく〇〇番、田394㎡です。整理番号4番、同じく〇〇番〇〇、田894㎡です。この4筆の農振区分はいずれも区域内白地です。判断根拠としましては、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しているなど農地への復元が著しく困難というものです。

整理番号5番から整理番号8番までが同じ場所に位置しております。整理番号5番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、畑658㎡です。整理番号6番、同じく〇〇番、畑1, 540㎡です。整理番号7番、同じく〇〇番、畑298㎡です。整理番号8番、同じく〇〇番、畑283㎡です。整理番号5番から8番の農振区分は、いずれも区域内農用地です。判断根拠は、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しているなど農地への復元が著しく困難というものです。

整理番号9番と整理番号10番が同じ場所に位置しております。整理番号9番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、田360㎡です。整理番号10番、同じく〇〇番、田758㎡です。農振区分は、いずれも区域内白地です。判断根拠は、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しているなど農地への復元が著しく困難というものです。

以上10件、ご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第73号については、28日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

田中議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、議案第73号の非農地判断についてご説明します。今月の非農地判断を行った審議案件は、10件でございますが、場所は3ヶ所でございます。整理番号1番から順を追って、説明いたします。

まず、整理番号1番から4番までは、同じ場所でございますので、併せて説明いたします。場所は、〇〇地区でございます。〇〇へ上る途中、〇〇側へ右折し、旧道を200mほど北へ進みますと、右手にございます。周囲は、棚田状の条件不利地域で、荒廃や山林化が進んでおりまして、現地もその一角に含まれています。

現地の状況は、現在は車もほとんど通らないというところで、所有者の家屋も上の方にあったわけですが、廃墟となっております。またこの申請地も相当年数経った雑木が混在しており、整理番号1番から4番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号5番から8番も同じ場所でございますので、併せて、説明いたします。場所は、〇〇の〇〇地区で、現地は、〇〇のすぐ北側でございます。〇〇の北側一帯は、青地が広がっておりますが、実際は、荒廃が進んでおります。

現地の状況は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、整理番号5番から8番は、青地の中に位置していることもあり、また、隣接農地の所有者への影響も考慮して、今回は非農地決定を見送ることといたしました。今後再度通知をしていただいて、また関係委員の方々に指導をしていただいて、その後対策をしてはということです。

続きまして、整理番号9番と10番は、同じ場所でございますので、あわせて説明いたします。場所は、〇〇地区と〇〇地区の境界付近でございます。

まして、〇〇の北西に位置しております。〇〇の前を過ぎまして、さらに農道を西へ進みますと、現地に行き着きます。現地は、一団の農地の広がりのある北端に当たります。現地を境に、段差がありまして、上の段には、〇〇の付近に当たります。

現地の状況は、竹が相当繁茂し農地として復元するのは無理であると判断し、整理番号9番と10番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

以上、第3小委員会としましては、現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、整理番号5番から8番を除く、整理番号1番から4番、および整理番号9番、10番の計6件を、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いいたしまして、第3小委員会の報告を終わります。

田中議長 　ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

新出水委員 　議長。

田中議長 　新出水委員。

新出水委員 　この農地の状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

事務局 　議長。

田中議長 　事務局。

事務局 　整理番号5番から8番の浦字松ヶ迫の土地の状況ですが、場所は先ほど説明したとおり、〇〇の北側に位置しております。この地帯は、畑と周囲は水田がありますが、ここ一帯が全て青地の区域になっております。その中に当たりますが、4筆土地があります。現状は4mくらいの竹が密集し

ており、この案件につきましては、利用状況調査等でも耕作放棄地として挙げられまして、事務局としても数回にわたり現地調査を行っております。現地の状況だけを見ますと、非常に荒廃の程度が激しいと考えているのですが、小委員会の現地調査の中で、今回の4筆は2筆ずつ2カ所に分かれておりまして、その間に畑が存在しております。その隣接する畑に竹が侵入してくるかもしれないという意見もありました。その間にある畑の管理も非常に良い状態であるため、その畑に対する影響、その周囲に対する影響、また今回の4筆については青地の端ではなく中側にあり、中抜きという形で非農地をすることになるという事務局の懸念もあったのですが、それに対する意見も同様にありました。先ほど委員長からありましたように、所有者の意向についても確認する必要があるだろうということも言われましたけれども、この意向については、再度事務局側で今後確認をしていきたいと思っております。以上です。

稲田委員 議長。

田中議長 稲田委員。

稲田委員 現場について補足いたします。私も2回ほど現場を見に行ったのですが、心配なのは先ほど言われた竹が畑の方に進入してこないかなという懸念があるところです。それとその4筆については、畑に戻すのは無理かなという状況で、また1番手前の竹藪があれば、下の方に農地があるのですが、日当たりが悪くて、畑に戻しても作物が出来る状態ではありません。ただその竹に関しては、やはり持ち主が影響のある竹はいつでも切って良いというような契約をしておかないと大変だと思います。

栗下第3小委員長 議長。

田中議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 ここで説明するより、皆さん行ってみれば分かると思います。私

達もこの写真を見ただけでは、これはかなり荒廃が進んでいると判断できませんが、行ってみればもったいない農地であります。また周りの農地は竹を切って再生されております。だから出来ないことはないとも判断しました。今回非農地とすると、再生された方への影響も懸念しました。

有馬委員 議長。

田中議長 有馬委員。

有馬委員 第1回目の利用状況調査員が私でした。今回のような結果になっているわけですが、この整理番号7番ですが、家族の方が2人いらっしゃいましたが、恐らく亡くなっていらっしゃると思っております。以前は私も行き来はあったのですが、最近はおそらく亡くなっていらっしゃると思います。それから8番の方は元々〇〇出身の方でしたが、今は〇〇在住で、恐らくこの方も90歳前だと思います。ですからこの7番と8番は再生しても恐らく後を管理する方はいらっしゃらないと思います。

栗下第3小委員長 議長。

田中議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 私たちも今まで非農地判断をしてきましたが、進入路が無いとか、一方は崖とか、ほとんど山陰で作物を作っても収穫は皆無に等しいというような場所を非農地としてきたわけですが、今回の場所は、日当たりも良く進入路もありますし、農地として開発できればその方が良いと思いました。もう1回所有者に連絡をしていただいて、その後に判断してはと思います。

新出水委員 議長。

田中議長 新出水委員。

新出水委員 状況がいまいち分からなかったのが質問させていただきましたが、大体分かりました。第3小委員会が現地を見て、適切に審議されて判断された

ことを尊重したいと思います。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 我々農業委員としては、農地を農地として活かしていくのが基本だから、また後日確認をしていただいた方が間違いがないと思います。

上畠委員 議長。

田中議長 上畠委員。

上畠委員 今回の〇〇の件ですが、はたして復元するための費用、売買して耕耘するというのを今の時代の人達がそういう考えがあるのか、非常に私は事務局が出したものを、色々審議するのが私たちの仕事ですが、しかしこれまで言葉で表した以上、恐らくその費用たるものを負担する高齢者とかそのようなことを含めた時に、総合的な判断をして、可能性があるというのほどれなのかと、〇〇の方は残したと、はたして〇なのか×なのか分かりません。売ってみないと、買い手が入れば別ですが。そういう手立ての段取り等を、ただ審議だけではなくて、1つの課題として残さないと、これからたくさん今のような判断は出てくると思います。前回の私たちの第2小委員会でも出てきました。これから私たちは悩ましい非農地判断をしていく訳ですから、皆さん方はもう少し知恵を出し合って、簡単な判断で、農地に戻すという何かの手立てが具体的に出てくればそれはいいです。しかし今のところほとんど、農業新聞あたりを見ても非常に素晴らしい農地のところを再生したという記事はありますが、はたして私たちがその土地で出来ますか。出来ないと思います。あっさりと非農地判断は、事務局が出したものは許可相当と見るべきではないかと思えます。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。



谷口委員 周囲が優良農地であれば、安易に非農地と判断すべきではないと思います。実際に、所有者が不明で荒廃している農地の隣接農地の所有者が、自分の農地のためと周辺の畦草刈等をされているケースがあります。本気で農業をする人は、手立てがなくても頑張れると思います。

上畠委員 議長。

田中議長 上畠委員。

上畠委員 私は今回の判断について否定している訳ではありません。あくまでも対策として、今回の非農地判断を1つの糧として、次の問題が出てきた時に、単純なる判断ではなくて、具体的な判断でしないと、将来希望があるとか、農地としていた方が良いなという判断だけでは解決の方法ではないし、であれば、ここに提出する前に事務局でもう少し精査して提出した方が良いと思います。我々農業委員は、農地を拡大して、農地を残すということが基本的な考えですけど、非農地をこれだけの判断ではなくて、行政的な立場からも何かを求めることが大事ではないかということで話をしたところです。今回の判断に駄目だということではありませんのでご理解ください。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 上畠委員のご意見については、十分理解をしたいと思います。今回の案件につきましては、数年来の案件でありまして、事務局でも判断しきれない部分もありましたので、今回お願いした経緯もあります。今後としましては、担当委員と十分に協議をしまして、非農地判断の余地があるかどうかというのを協議した上でお願いしたいと考えております。また利用状況調査の中で、こういった土地の再調査をお願いすることになると思いますが、いわゆる「赤」、非農地相当な土地というのが市内にも相当数あります。この土地を安易に「赤」にしてしまいますと、非農地の判断をしないとい

けないということになります。いわゆる「緑」か「黄色」の範囲であれば、国が事業を進めております再生事業、この事業も再生を希望する農家がいないと始まらないのですが、そういった方がいる土地であれば、こちらでも紹介等をしていきたいと思っております。その判断の見極めが非常に難しい部分があります。事務局でこれからも十分精査した上で、非農地の判断をお願いしようと思っておりますが、併せて担当委員と協議をさせていただきたいと思っております。それでも判断が付かない場合は、総会の場で審議をしていただくこともあると思っております。基本、農地を守るという立場でありますので、そこを念頭に置いた上で、やむを得ない場合は農地から外すということも決断していただくことも必要かと思っておりますので、そこは各委員のご判断を尊重したいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

田中議長 他に質疑はありませんが。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第73号整理番号1番から整理番号4番と整理番号9番から整理番号10番のすべてを、非農地を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時15分

.....